

## 令和5年3月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和5年3月24日(金)

午後3時00分 開 会      午後4時20分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杓 崎 継 雄
委 員	伊 藤 晴 美

### 4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	石田 智己
学校教育課長補佐	本田 拓二	教育総務室長	石毛 秀明
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	野尻 孝
学校給食センター所長	高木 利雄	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
青少年指導センター所長	石松 義輝	市民センター所長	植木 康之
公正図書館長	大出 美穂	スポーツ振興室長(兼体育館長)	仲村 光正
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	岩船 等

### 5 議題等

議案第 3 号 銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 4 号 銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 5 号 銚子市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 6 号 銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 7 号 銚子市立高等学校教育職員の教職調整額支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 8 号 銚子市立高等学校教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 9 号 銚子市立高等学校教育職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 議案第10号 銚子市立高等学校教育職員の義務教育等教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第11号 銚子市立高等学校教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第12号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第13号 平成24年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第14号 銚子市立高等学校教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第15号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料に関する規則制定について
- 議案第16号 銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第17号 銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第18号 銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則制定について
- 議案第19号 教育財産の用途廃止について
- 議案第20号 令和5年度銚子市学校教育指導の指針について
- 議案第21号 銚子市立高等学校スクール・ミッションについて
- 議案第22号 専決処分の報告について（損賠賠償の額の決定及び和解）
- 議案第23号 代決処分の承認を求めることについて（令和3年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申）
- 議案第24号 代決処分の承認を求めることについて（職員の任免）

## 6 議事の内容

**【教育長】** 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和5年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月17日に開催いたしました令和5年2月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**【教育長】**

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

**【教育長】**

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

**【教育長】**

（別添資料により報告）

**【教育長】**

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

**【教育長】**

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、栢崎委員、安藤委員を指名します。

**【教育長】**

続きまして、日程第2 議案第3号及び議案第4号の2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第3号「銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第4号「銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について」、こちらの2つは関連しますので一括して提案理由を説明いたします。これまで教育職員免許状の有効期間満了前2か月に達した際に、教育職員の資格管理の観点から、教育委員会への報告を義務付けしておりましたが、令和4年7月の教育職員免許法の一部改正によりまして、普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止され、有効期間の定めのないものとなったことから、この報告義務を削除するものです。また、学校運営協議会制度への移行に伴いまして、学校評議員の規定も削除いたします。

議案第3号、銚子市立小学校及び中学校管理規則にあつては、事務職員の標準的な職務内容を示す根拠を新たに規定いたします。

事務職員の標準的な職務については、今般の働き方改革を受けまして、その見直しと明確化を図るため、令和3年3月18日付けで「銚子市立小・中学校事務職員の標準的職務について」として各小中学校へ周知したところですが、その根拠を小中学校管理規則へも規定することが望ましいとの文部科学省通知を受けまして、新たに規定するものです。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【教育長】**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第3号及び第4号の2議案について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第3号及び第4号の2議案は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第5号から議案第15号までの11議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第5号「銚子市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」から議案第15号「銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料に関する規則制定について」までの11議案につきましては、提案理由が同一であることから、一括して説明させていただきます。

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げなどに関し必要な事項を定めるため、関係規則を改正するものです。主な改正内容としましては、再任用制度が廃止され、「再任用職員」または「再任用短時間勤務職員」が「定年前再任用短時間勤務職員」となるほか、経過措置として旧制度の再任用職員を「暫定再任用職員」または「暫定再任用短時間勤務職員」として附則に規定します。

また、定年が段階的に引き上げられることに伴い、高齢の職員が働きやすい職場環境を整備するため、地方公務員法に基づき、令和5年4月に「銚子市職員の高齢者部分休業に関する条例」が新たに制定されることから、関係規則の規定を改正するものです。議案第15号の新規規則にあつては、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に伴いまして、特別な事情により降格する者の給料月額調整について規定するもので、例を申し上げますと、60歳以後、最初の4月1日までに降格した者や育児短時間勤務をした者、給料月額の改定があつた者などの給料月額調整について規定するものです。

以上で、議案第5号から議案第15号までの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

定年制の引き上げに伴って、それに関係するところを改正するのが5号から15号までになります。

質疑はございませんか。

**【安藤委員】**

話はよく分かります。教えていただきたいのですが、定年前再任用という言葉が使われるということは、60歳が1つの区切りになっていて、そのあと定年までの期間というのは、やはり特別な扱いをされている、特別な措置を法的にはしなければならぬという、そのような考え方なのでしょうか。

**【学校教育室長】**

従来の再任用職員の制度につきましては、単年度、1年限りで更新するような制度となっております。今度、定年前再任用、制度というのは実際のその方の定年年齢までは定年前再任用で、短時間で勤務することが決定しています。1年1年の更新制度ではなくて、定年が65歳でしたら65歳までは定年前再任用短時間で勤務することが可能となっております。ですから、一度60歳で退職はしますが身分的には一定の保障がされている制度になります。

**【安藤委員】**

国が作った制度に別に文句を言うつもりは全然ないですけど、この定年延長というのは、そうするとやはり60という歳が生きていて、その延長した分というのはそういうふうに特別な法的な措置をしなくてはならないとなると、そういった状況、状態というのはずっと続くんですかね。いわゆる今までと同じように定年の年にすべてがとにかく終わると。そういうような形には見通し的にはどうなんでしょうか。

**【学校教育室長】**

特段いつまでこの制度が続くかというのは国のほうから示されておりませんが、定年がもう65というふうに規定されますので、そのまま継続していくものと思われます。ただ、定年の年齢自体が引き上げ、それが例えば68とかといった引き上げの議論というのは今後なっていくとは思いますが。

**【安藤委員】**

ありがとうございました。

**【松崎委員】**

1つ教えてください。定年は段階的に引き上げていくんですよね。例えば来年度、再来年度は61歳。次が2年間、62歳というふうになっていくんですよね。それは変わらないですよ。そうすると、来年度は61歳になる人までは定年前ですよ。60歳の人は定年前。それで62歳、63歳、64歳でまだ再任用やっている方は何と呼ぶんですか。

**【学校教育室長】**

旧制度の再任用については、暫定再任用または暫定再任用短時間勤務職員というような名称になります。例えばですね、62歳が定年年齢とした場合は60歳で退職して定年前再任用短時間で2年間働けます。そしてその後は暫定再任用または暫定再任用短時間勤務職員という制度に切り替わります。

**【松崎委員】**

なるほど。そこでの雇用も保障されているわけですね。

**【学校教育室長】**

そうなります。ただ、先ほど申し上げたとおり旧制度については1年での更新にな

りますので、定年年齢の62歳までは保障されますが、それ以降は単年度で勤務の成績によって更新されるような制度になります。

【松崎委員】

ありがとうございました。

【藤本委員】

細かいですけども、議案第6号は「銚子市高等学校教育職員」なんですけど、7号以降は「銚子市立高等学校教育職員」になっていて、これは揃えなくても別に問題はないですか。あとでもし直してもいいなら揃えておくほうがいいのかなと。

【学校教育室長】

制定の際にある程度意味があってこのような表記になったと思うのですが、例えば千葉県の条例とか規則にあわせてだとか。そういった理由がもしかしたらあるのかもしれない。

【藤本委員】

確かに6号は平成11年に制定で、あとのものは平成18年以降だから何かがあるんだろうと思います。不都合がないのだったらこれでいいんですけど。

【学校教育室長】

不都合はありません。

【藤本委員】

ありませんか。分かりました。

【教育長】

では、これについてはもう1回確認しておいてください。

【学校教育室長】

はい。分かりました。

【松崎委員】

もう1点いいですか。基本的に、市立高等学校の職員の関係がたくさんあるんですが、要するに県立と基本的には同じと考えてよろしいでしょうか。

【学校教育室長】

はい。同一です。

【松崎委員】

第9号議案のところに「高齢者部分休業」とありますが、どういったものですか。

【学校教育室長】

高齢者部分休業については、ある一定の年齢までいきますと身体的に勤務が難しい、フルタイムで勤務することが難しい方またはボランティア活動をされていて、例えば交通整理など朝やってから勤務したいという方、そういった方々に対して、年齢は55歳以上ですけども、その方に対して部分休業を承認すると。

高齢者部分休業に関しては、勤務しない時間については給料のほうは減額するような制度になります。この制度自体は地方公務員法で平成十数年からあるのですが、なかなか一般的には浸透していない制度でありまして、今回大掛かりな地方公務員制度の改正に伴って総務省のほうから取り入れるようにというような指導があったところです。

【松崎委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第5号から第15号までの11議案について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号から第15号の11議案は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第16号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第16号「銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由を説明いたします。

市立高等学校教育職員の給与制度については、千葉県教育職員との均衡を考慮し、同様の改正を実施しておりまして、千葉県が令和5年1月27日付けで公布した「職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則」に合わせ、教育委員会規則を一部改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、現行の昇格時号給対応表による昇格後の号給及び「降格時号給対応表」による降格後の号給について改定しようとするものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第16号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】（挙手）**

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第5 議案第17号及び議案第18号の2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第17号「銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第18号「銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則制定について」は、関連しますので、一括して提案理由を説明します。

始めに議案第17号「銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について」説明します。現在の学校給食費は、平成26年に消費税法改正に伴い改定したのち、現在まで見直しを行っておりませんでした。その間、賄材料費は物価上昇などにより増額してまいりましたが、これを学校給食費に転嫁することなく、不足する額は、一般財源により賄ってきたところでございます。

しかし、近年の急激な物価高騰によりまして、一層、歳入である学校給食費と歳出である賄材料費にいつそう乖離が生じており、学校給食費の見直しをせざるを得ないと判断し、令和5年2月開催の銚子市学校給食センター運営委員会において学校給食費の改定について協議していただき、承認を得たところです。

改定後の学校給食費ですが、小学校が月額4,269円を4,600円に、中学校が月額5,010円を5,500円に改定いたします。この額は、令和4年度の賄材料費をベースに設定いたしました。

その他の改正内容ですが、令和5年度より新たに入学する小学校1年生の保護者に対し、学校給食申込書の提出を求めることといたしました。これは、学校給食の提供を契約と捉える一面と、食物アレルギーや宗教上の理由により給食の提供を受けない児童生徒の把握を事前にする理由から導入するものです。また、学校給食費の納め忘れなどがあった場合に、児童手当から学校給食費を天引きできるよう、その申出書も同時に提出できるようになっておりますので、学校給食費の未納を防ぐ効果も期待できます。その他、学校給食費の減額や減免、徴収猶予、充当について、規定の整備をするものです。

次に議案第18号「銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則制定につい



て」を説明いたします。近年の急激な物価高騰より、負担増の影響が大きい子育て世帯への支援策として、学校給食費に係る経済的負担の軽減を図るため、銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則を制定するものです。先ほど説明いたしました改定後の学校給食費、小学校は月額4,600円に対し、1,400円を公費負担しまして、保護者の自己負担額を3,200円にします。中学校は月額5,500円に対し、1,700円を公費負担し、保護者の自己負担額を3,800円にするものです。期間は令和6年3月31日までとなります。

以上で、議案第17号及び議案第18号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【伊藤委員】**

学校給食申込書なんですけど、これは今までどおり銀行引き落としができなかった人で、児童手当を受けている場合は自動的に児童手当から給食費が引き落とされるという意味ではないですね。

**【学校教育課長】**

それもその申込書に申出書として記載されているんですが、給食を申し込みますという申込書を新たに出していただくということです。

**【伊藤委員】**

児童手当から支払うことも選べるんですか。

**【学校給食センター所長】**

その件ですが、万が一未納が生じた場合、児童手当のほうから引き落とさせていただきますという意味で、最初から児童手当から引くということではございません。

**【教育長】**

よろしいですか。

**【伊藤委員】**

はい。

**【教育長】**

ほかにいかがですか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第17号及び第18号の2議案について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第17号及び第18号の2議案は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第6 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第19号「教育財産の用途廃止について」説明いたします。令和5年度末で閉園する本城幼稚園について、3月31日付けをもって、教育財産としての用途を廃止するものです。

この土地及び建物につきましては、子育て支援課に所管換えし、放課後児童クラブなど子育てのための施設として使用をしていく予定となっております。以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第7 議案第20号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【指導室長】

議案第20号「令和5年度銚子市学校教育指導の指針」についてご説明いたします。

本市の指針は、学習指導要領の基本的な理念である「生きる力の育成」に向けて、市内各小中学校が、教育活動を進めるうえでの手引きとして、毎年度作成しているも

のです。昨年度までは、幼稚園の指導の指針も作成しておりましたが、今年度末で本城幼稚園が閉園となりますので、令和5年度からは小中学校向けの指導の指針のみとなります。

令和5年度版の作成にあたっては、北総教育指導の指針に示されております内容を踏まえ、昨年度版を改訂して作成をしました。

まず表紙に関してですが、表紙のデザインはここ3年間、屏風ヶ浦の写真を活用しておりましたが、5年度は銚子市のシンボルでもある犬吠埼灯台に変更いたしました。大きな柱である「生きる力の育成」のもとに「ふるさと銚子を知り郷土に誇りを持って成長できる教育の実現」さらにその手立てとして「主体的・対話的で深い学び」の実践を通してとしました。昨年度から若干、語尾表現のほうを変更いたしました。実践と実現を逆にしました。生きる力を育成するための柱は、知徳体の3つの柱、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」ということで変更はございません。さらに4つ目の土台の柱となります「地域とともにある学校づくりを進める」につきましても、変更はございません。

続いて1ページ目になります。このページ以降は「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」、「地域とともにある学校づくり」に関する、左側が重点項目と具体的な内容を示しております。赤字のチェックボックスになっている項目が重点項目で、その下に黒い点で示されているものが、具体的な内容となります。重点項目につきましては、昨年度と変更点はございません。

1つ目のチェックボックスになります。そちらの下にあります4つ目の点ですが、令和5年度では、4つ目のチェックボックスの「情報活用能力を育むICT利活用の推進」にありました文言を、今回「子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進」の中に入れました。ICT利活用ということで、下のほうにあります情報教育のほうに入っていたのですが、内容的には家庭学習の定着に向けてという内容が含まれておりますので、「子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進」のほうに移動したところでございます。

続きまして、次の2ページ目になります。「豊かな心」に関しましては、重点項目及び具体的な内容に変更はございません。

次の3ページ目になります。「地域とともにある学校づくり」の3つ目のチェックボックスの下、4つ目の点ですが、令和5年度から学校運営協議会がスタートするため「コミュニティ・スクールの導入促進」という文言を削除しました。また、その次に「部活動地域移行に向けての準備を進める」と加えました。

続きまして、1ページに戻っていただきます。今度は指針の右側になります。右側、市教委施策と事業についてです。令和4年度版でこの右側のところに全体で7か所、計画訪問という言葉を使っていたのですが、北総教育事務所の計画訪問と混同してしまう可能性がありますので、今年度、学校訪問という文言に変更いたしました。

1ページ目の「確かな学力」の4つ目の重点項目、ICT関係のところ「ICTステップアップ表の周知」を加えました。ICT支援員と情報担当のほうで作成したもので、何年生の段階でだいたい端末利用について、こういったことができるようになるという目安表のようなものです。それを使って周知をしていただきたいというこ

とで入れさせていただきました。

続きまして、2ページ目のふるさと学習に関する事業。2ページの上のほうになります。「千葉科学大学の見学実習」で文言を止めていましたが、他の内容と合わせるために、後ろに「の実施」を付け足しました。

2ページ目、「豊かな心」になりますが、2つ目の重点項目、「安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進」の中に事業として「スクールソーシャルワーカーとの連携」を加えました。指導室で行っております長欠対策の学校訪問、こういった時にスクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーカーの方にも入っていただいて、長期欠席児童生徒の解消に向けて協議に参加していただきご助言をいただいているということでございます。

続きまして、同じく2ページで下のほうにあります「健やかな体」、1つ目の重点項目の事業ですが、令和5年度は部活動指導員の配置がありませんので、こちらは削除いたしました。3ページ目、重点項目「安全・安心な学びの場づくりの推進」の事業としまして「銚子市通学路交通安全プログラムによる通学路合同点検の実施」がございまして、令和5年度につきましては実施がありません。令和6年度からまた3年計画で実施が入っておりますので、括弧書きで令和5年度は実施しないと記載しました。

3ページ目、「地域とともにある学校づくり」の中で、学校事務運営協議会の名称が正式な名称ではなかったということで事務職員のほうから指摘を受けましたので、正式な名称に直しました。その下になりますが、学校評議員制度が無くなりますので学校評議員を削除し、学校運営協議会委員を追加しました。また、委嘱という言葉も削除して、任命に変更しました。その下にあります「コミュニティ・スクールの導入促進に向けた」の部分を削除し、「学校運営協議会の活用に向けた」という言葉を加え、指導助言の間に「と」を加えて「指導と助言」としました。さらにその下に新たに「部活動地域移行の推進」を加えました。主な内容の改定としましては以上となります。

なお、本指針につきましては、各学校及び関係諸機関へ配布いたします。教職員へは、各学校でデータを使って印刷していただく予定となります。4月以降は、教育委員会のホームページでも閲覧できるように準備をしております。以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### 【教育長】

以上で説明は終わりました。

本日、協議していただくには時間が短いですが、事前にお配りしてありますので目を通していただいたかと思えます。

説明の内容もしくは文言や指針の内容についてご意見等があればお願いいたします。

#### 【松崎委員】

分かりやすいご説明ありがとうございました。表紙の「実現」と「実践」を通してというのは分かりやすくなっていて良いと思いました。そうしますと、1ページ目の1番上の重点、「生きる力」の育成の文の最後は、教育の実現になりますか。

【指導室長】

そうです。ありがとうございます。

【松崎委員】

最初のチェックボックスの3つ目の点のところ、後半から「主体的・対話的で深い学び」、こちら実践するとか、合わせると。

【指導室長】

はい。ありがとうございます。

【松崎委員】

2つ目のチェックボックスの市教委施策と事業で、学校図書館司書の配置は中学校も要望しませんでしたか。

【指導室長】

小学校のみです。

【松崎委員】

分かりました。次に2ページ目です。上の市教委施策と事業のところの点の一番下「社会科副読本「わたしたちの銚子市」等の積極的な活用促進」、これは小学校ですよ。

【指導室長】

はい、そうです。

【松崎委員】

それでしたら括弧書きで小学校としたほうが。昨年もそうだったと思うのですが、気がつきませんで申し訳ありません。

【指導室長】

ありがとうございます。

【松崎委員】

次のページです。質問になってしまいますが、「地域とともにある学校づくり」の3つ目のチェックボックスにある「部活動地域移行に向けての準備を進める」、市教委のほうである程度目途を定めていますか。

【指導室長】

はい。

【松崎委員】

文部科学省が3年、それをもう少し緩めたというのは聞こえてきたんですが、市として地域移行への目途、例えば学校のほうには何年でやるというのは流していましたか。

【学校教育課長】

学校のほうにまだはっきりと示してはいないんですが、文部科学省は期間が延びていますが、県教委としては最初の予定通り3年間重点的にということで、スケジュール的なものは変更しないで進めてほしいといった話があるんですね。ただ、来年に協議会を立ち上げますので、実際どうなっていくかは進めてみないと、なかなか細かいハードルもありますので。目安としては3年かなと考えております。

**【松崎委員】**

現場の声を聞きながらということですね。ありがとうございました。  
以上になります。

**【教育長】**

ありがとうございました。安藤委員、いかがですか。

**【安藤委員】**

事前に拝見しまして、例えば部活動の地域移行、学校運営協議会は今非常に動きが激しいので、それを取り込んでうまく誠実にまとめられていると思います。家庭学習がどこの学校でも課題になっているというのは我々も承知しましたけれども、そういうことをきちんと押さえているし、あと1ページ目「子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進」のなかにあります「主体的・対話的で深い学び」というこれについても、市教委としては実践をしなければいけないという問題意識がきちんと表現されていて、とてもよくまとまっていると思います。それは全体的な感想です。

少し細かい話、文言のことになってしまうんですけど、例えば先ほど通学路の交通安全プログラムの点検は5年度は実施しないとありましたけど、指針は毎年出すものなので、別に5年度に実施しなければ取ってしまってもいいと思うんですけど、どうですかね。毎年出さないのだったら注意書きをする必要がありますけど、別に取れというわけではありません。

それから少し気になるのは、2ページ目の「豊かな心」の道德のことなんですけど、1番上のボックスの2番目の点のところで「道德教育推進教師の役割を明確にし、学校全体で道德教育の一層の充実に努める」、この後段の部分が、細かいことでごめんなさい。おそらく教師の役割を明確にするということは、校内指導体制を充実させるというようなことなんでしょうか。そう推測するんですけど、そうでしたらそういうふうにしたほうが、非常に具体的なところがあって、この書き方だとまた一般的な話にぼんとぼやけてしまうので、そういった書き方のほうが良いかなということです。

あと、これは要望といいますか私の感想を含めた意見ですけど、この指針は学校の先生方が読めばもう完全に理解できる内容だと思いますが、基本的に一般の人たちにも見てもらうということを前提にしていきたいというふうに思うんですね。そうしたときに、先ほどたまたま学校訪問の話がでて、一般の人たちが見たときに学校訪問ということは分かると思います。けど、要請訪問という言葉が分かるのかな、そんな感じがして。別に今回直してほしいということではないですけど、こういうものは一般の人たちが分かるような形で作られたほうが良いかなというような感想です。以上です。

**【指導室長】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

**【藤本委員】**

2ページ目の「豊かな心」の市教委施策と事業の一番下ですけども、「銚子市いじめ防止基本方針に基づいた、各学校のいじめ防止基本方針の策定」とあるんですけど、

基本方針の策定は、まだされていないんですか。

**【学校教育課長】**

策定されております。

**【藤本委員】**

策定されているのでしたら「基本方針の見直し」とかにしておいたほうがいいのかなどは思います。あとは細かいところで、先ほど千葉科学大学のことを言っていたきましたが、1ページ目の市教委施策と事業にある「千葉科学大学見学学習の実施」を2ページ目に合わせて「千葉科学大学の見学学習の実施」にしてもらったほうが、同じ表現になるかなと思うんですけども。

あとは、また本当に細かいことですが、1ページ目の左上のところの点の1つ目と2つ目のところで、基本的な知識と技能、思考力・判断力・表現力ということで「学びに向かう力・人間性等」と書いてあるんですけど、ここだけ強調したいのであればそうなんですけど、学びに向かう力・人間性だけ鍵括弧を付けているのは何か、だったら知識技能の部分にも鍵括弧を付けてほしいとか、思考力・判断力・表現力のところにも付けてほしいと思うので、取ってしまってもいいのかなと。「学びに向かう力・人間性等」の鍵括弧は無くてもいいのかなと思います。以上です。

**【教育長】**

ありがとうございました。ほかにありますか。

**【伊藤委員】**

安藤先生のお話から、要請訪問は、学校側が要請して教育委員会が行くということですか。

**【教育長】**

学校側が要請ですね。

**【伊藤委員】**

あと、部活動指導員の配置は削るということで、それは3ページ目の市教委施策と事業の「部活動地域移行の推進」の中に部活動指導員をお願いしていくことが含まれていると考えていいですか。部活動指導員はお願いしてなってもらう、それは含まれているということでもいいですか。

**【学校教育課長】**

実は今年度、来年度に向けて予算を取ってあったんですけども、来年度の希望を取った時に希望が出てまいりませんでしたので、来年度指導員の配置は無いという予定でいます。

**【伊藤委員】**

やりたいという人があればいつでも柔軟に対応する形ですか。

**【学校教育課長】**

しかしながら県の予算をもらわないと、市で全額を賄うものではないので、その辺りがもう締め切りは終わっているんで、部活動指導員の配置はないかと思います。

**【伊藤委員】**

令和5年度はないけど、令和6年度に向けてやりたいという方がいれば予算を。

【学校教育課長】

その辺りは地域移行といろいろと絡んでの話になるのかなと思います。

【伊藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

よろしいですか。ではご指摘いただいたところを訂正や文言を変えるなど、改めてお願いいたします。

【指導室長】

はい。

【教育長】

それでは討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第8 議案第21号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第21号「銚子市立高等学校スクール・ミッションについて」、説明いたします。令和3年3月に学校法施行規則の一部が改正され、高等学校の特色化・魅力化に関する方策として、「スクール・ミッション」の策定が求められました。

「スクール・ミッション」とは、高等学校の存在意義や社会的役割等を明確に示したものであり、高等学校の設置者が策定することとなっております。

今回提案する「銚子市立高等学校スクール・ミッション」につきましては、12月及び1月の教育委員会協議会において、教育委員の方々よりご意見をいただいております。それを反映させたものとなっております。

以上で議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。



【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第9 議案第22号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第22号「専決処分の報告について」提案理由を説明いたします。

専決処分の内容ですが、令和4年11月11日、千葉県旭市にあります千葉県総合スポーツセンター東総運動場で開催いたしました市内小学校親善体育大会において、同施設より借り受けた電動カートの使用中に運転を誤り、電動カートを施設内の車止めポールに接触させたことによる電動カート及び車止めの損傷について、その損害賠償の額を決定し、相手方と和解したものです。

損害賠償の額の決定及び和解については、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定の1及び2の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、5月開催予定の市議会臨時会に報告するものです。以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第22号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第10として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして 日程第10 議案第23号及び議案第24号の2議案は関連がありますので、一括議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第23号及び議案第24号は人事案件となりますので、非公開としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号の2議案は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

【教育長】

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

## 《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

## 《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第23号及び24号は、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後4時20分

以上をもちまして、令和5年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 4 月 2 6 日

署名委員 安 藤 清

署名委員 裕 崎 継 雄